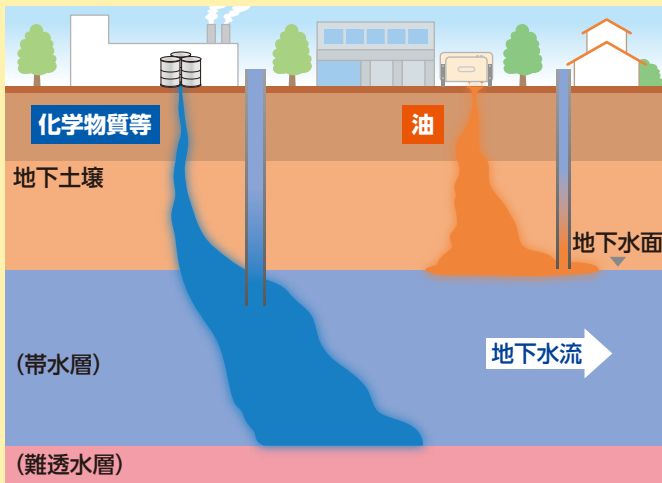


地下水汚染の未然防止のために

事業場で使用・貯蔵する油・化学物質等は、その管理が不適切であった場合、地下水を汚染してしまうことがあります。

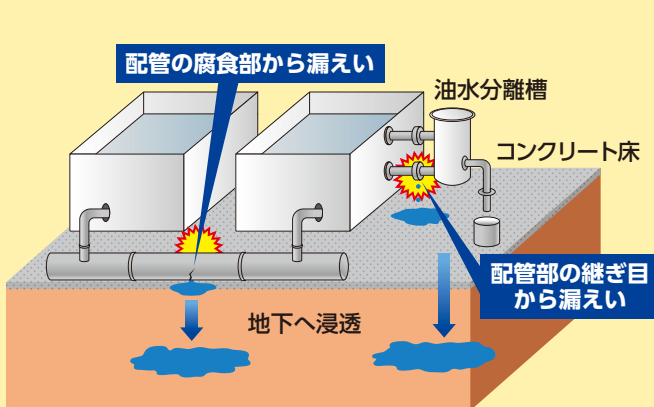


油や化学物質等が地下に浸透し、地下水が汚染された場合、井戸水が使用できなくなる等、周辺の環境に多大な影響を及ぼします。

また、一旦地下水が汚染されると、原状回復が非常に困難であり、長期間の浄化対策、原因者には多額の費用がかかる場合があります。

「汚染の未然防止」が何より重要です!

地下水汚染の事例



施設・設備の劣化・破損等による漏えいや、不適切な作業や設備の操作ミス等による漏えいが原因となった事例が確認されています。

地下水汚染をおこさないために

特に、有害物質*を含む水の地下への浸透を防止するため、水質汚濁防止法により、有害物質の使用、貯蔵等を行う施設の設置者は、

構造、設備及び
使用の方法に
関する基準の遵守

定期的な点検、
その結果の
記録・保存

が義務付けられています。

*「有害物質」とは、水質汚濁防止法施行令第2条に定められている、カドミウム、鉛、トリクロロエチレン等の有害物質（28項目）のこと

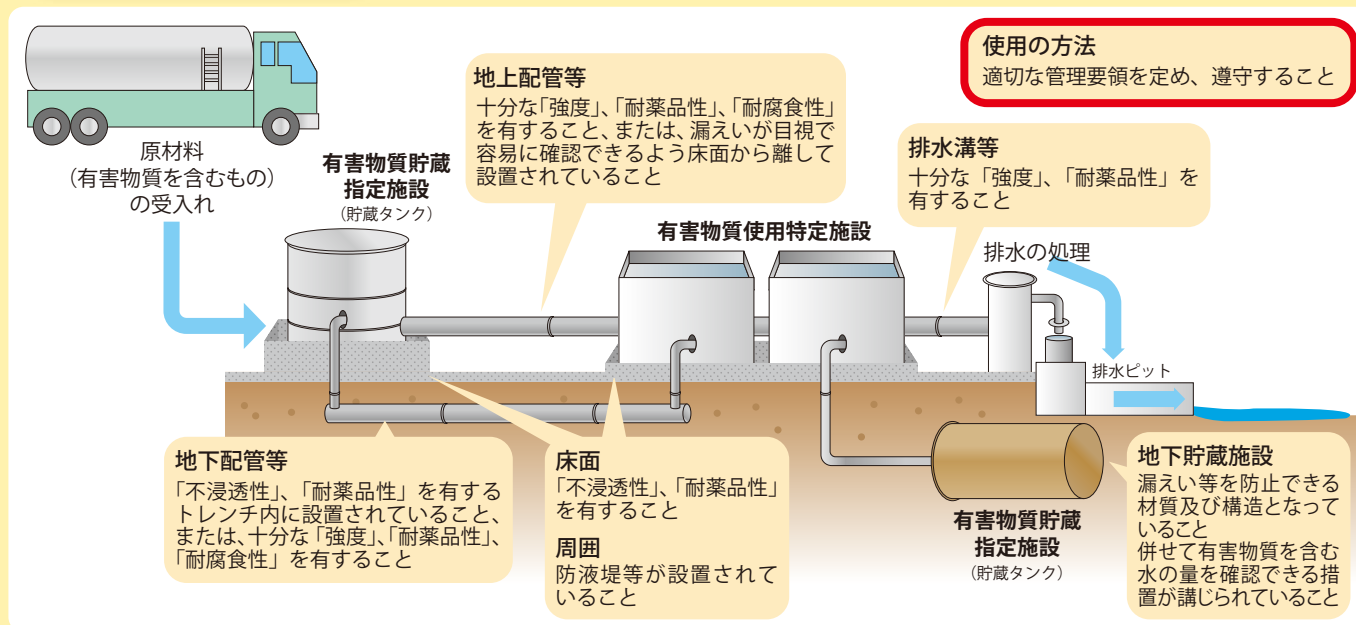


詳しくは裏面に

水質汚濁防止法に基づく地下水汚染防止対策の概要

構造、設備及び 使用の方法に 関する基準の遵守

有害物質の使用、貯蔵等を行う施設の設置者は、以下のような構造等に関する基準を遵守しなければなりません。



(新設の施設に適用される基準)

定期的な点検、 その結果の 記録・保存

施設の異常の有無等について、定期的に点検しなければなりません。また、その結果を記録し、3年間保存しなければなりません。

チェックポイント

- ✓ 床面や防液堤にひび割れ等の異常はありませんか？
- ✓ 施設本体や配管等に亀裂、腐食その他の異常はありませんか？
- ✓ 施設本体や配管等から、漏えいはありませんか？
(液量等の変動もこまめにチェック！)
- ✓ 施設の使用方法等に逸脱はありませんか？



万が一、有害物質等が地下に浸透した場合には

できる限り早い段階で次のような応急措置を実施し、汚染の拡大を防ぎましょう。

応急措置の例

- 破損施設の使用停止（有害物質等の供給停止等）
- 土のうの積み上げや吸着マットの設置
- 汚染土壌の掘削・除去による、下層への浸透や地下水への混入防止
- 地下水の揚水、原因物質の回収等による汚染の拡大防止